

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について

平成21年11月 日
司法試験委員会

平成21年9月18日（金）から同年10月19日（月）まで、司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集を行ったところ、30件の意見が寄せられました。

それら寄せられた意見の概要をまとめましたので、公表いたします。

たくさんの御意見ありがとうございました。

1 実施期間等

意見募集期間 平成21年9月18日（金）～同年10月19日（月）

意見提出方法 電子メール，郵送，FAX

2 問い合わせ先 法務省大臣官房人事課 電話03-3580-4111（内線5726）

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について

第1 意見数 30件

（大学関係者10件，弁護士7件，法科大学院生5件，団体3件，その他5件）

※ 連名により提出された意見は，1件として計上しています。

「大学関係者」は，法科大学院・大学等の機関又はその研究者を指します。

「法科大学院生」には，新司法試験合格者も含まれます。

「その他」には，不明のものを含みます。

第2 意見の取りまとめ方法

司法試験法施行規則第1条の改正の要否に関する意見，現行の選択科目に関する個別の意見，それ以外の個別の科目に関する意見，及びその他の意見に分けて，取りまとめています。なお，意見を引用するに当たっては，整理・要約しています。

また，複数の項目にわたる意見が記載されている場合には，それぞれの項目において1件として計上しています。

第3 意見の概要

1 司法試験法施行規則第1条の改正の要否に関する意見

- 改正の必要はない。（18件）
- 改正すべきである。（10件）
- その他（2件）

2 現行の選択科目に関する個別の意見

(1) 環境法

- 存続すべきである。（2件）

(2) 国際関係法（公法系）

- 存続すべきである。（6件）
- 存続すべきであるが，出題範囲を縮小すべきである。（5件）
（主な理由等）
 - ・ 受験者が少ない要因は，出題範囲が広きに過ぎることにあると考えられる。
 - ・ 科目の範囲としては，国家間の訴訟や紛争解決にこだわらず，実用的な範囲に限定してもよいのではないか。
- 存続すべきであるが，更に受験者が減少するようであれば，国際関係法（私法系）と統合して1科目とし，出題範囲を限定すべきである。（1件）
（主な理由等）
 - ・ 他の選択科目の受験者数とのバランスをとるため。
- 存続すべきであるが，出題分野を事前に公表するなど工夫すべきである。（1件）

(主な理由等)

- ・ 受験者が少ないのは、国際法の分野が多岐にわたることからくる勉強のしにくさに根本的な問題があると考えられる。

(3) 国際関係法（私法系）

- 存続すべきである。(2件)
- 存続すべきであるが、国際取引法を出題範囲から除外する（又は別科目とする）、あるいは国際取引法の出題範囲を国際売買法に限定するなど、出題範囲を縮小すべきである。(6件)

(主な理由等)

- ・ 国際取引法の出題範囲が不明確であり、受験者が選択しにくい。
- ・ 新司法試験では基礎的な法令の解釈適用能力を試すべきであるから、最も基本的な分野である狭義の国際私法及び国際民事手続法に限定すべきである。
- ・ 国際取引法を出題範囲から除き、国際倒産法を出題範囲に含めることで、関連法規を適正な量に保つことができる。

(4) その他の意見

- 現行の選択科目の分類は適切であるが、受験者の偏りが出題範囲の広さや難易度に由来するのであれば、更に細分化してはどうか。(1件)

3 現行の選択科目以外の個別科目に関する意見

- 消費者法を追加すべきである。(6件)

(主な理由等)

- ・ 日常的に発生する消費者事件に対応できる法律家が生み出されるべきであり、消費者庁等が発足するなど、実務的重要性は高い。
- ・ 講座を設置していない法科大学院はほとんどなく、学生の関心も高い。
- ・ 消費者庁に移管ないし共管とされている法律をとりあえずのベースと考えることが可能で、科目としての範囲は明確である。
- ・ 日本消費者法学会も発足し、民法改正の議論を踏まえても独自性が損なわれることはない。現在の民事系科目の出題に消費者法の論点を取り込むのは不可能である。
- ・ 消費者側からの視点で事案をとらえて被害救済のための立論を行うという出題が様々な分野で考えられ、出題内容の独自性も確保される。
- ・ 司法修習や裁判官研修においても取り扱われている。
- ・ 消費者としての権利は重要な人権であり、消費者法は法曹として不可欠な法領域である。理論と実務が一体となって発展している法領域であり、法を横断する複合的な法領域である。多数の研究者や実務家があり、教科書等も多く、受験者の自学自習や問題の提供など試験実施に障害はない。

- 刑事政策を追加すべきである。(3件)

(主な理由等)

- ・ 旧司法試験の試験科目として実施されてきた実績からも、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化の状況は確固たるものであり、出題内容の独自性を確保することも容易である。
- ・ 現在の選択科目には、刑事系科目がなく、民事系科目に偏っている。
- ・ 刑事実務に携わる者には必要な科目である。

○ 法と経済学を追加すべきである。(1件)

(主な理由等)

- ・ 閣議決定等が示した検討基準に照らせば、法と経済学は、新たに追加すべき選択科目の有力候補であるので、これらに基づき更に調査・検討すべきである。
- ・ 司法試験委員会各委員から重要性や有用性を高く評価されていること、統計データだけでは表せない重要性やニーズがあること、国家試験で独自の選択科目として習得を奨励することが必要であることから、実務的な重要性や社会的有用性・汎用性は高いといえる。
- ・ 「専門的な法律の分野に関する科目」であること、特定実定法に関する科目も分析・解釈に関する固有の原理や方法論の確立が必要であること、法と経済学会が設立され、教科書も定評が確立していることから、科目としての範囲が明確で、体系化・標準化がなされているといえる。
- ・ 法科大学院での講座開設状況等も現行選択科目に比較して見劣るものでもない。

4 その他の意見

- 受験対策の弊害を排除するために、選択科目については、複数の科目の履修を受験要件にすべきである。(1件)

第4 意見の取扱い

提出いただきました御意見につきましては、今後、司法試験委員会において、司法試験法施行規則第1条の改正について法務大臣に答申を行うための審議に当たり、参考資料とさせていただきます。御協力ありがとうございました。